

『平家物語』における「罪」と「悪」(二)

——「悪」について——

沼 波 政 保

はじめに

序章たる卷一「祇園精舎」において独特の無常観を語っている『平家物語』が、根底に仏教思想を濃厚に持っていることは今更言うまでもないことであるが、その『平家物語』において「罪」および「悪」という語がどのように使用されているかについて、前稿ではそのうちの「罪」という語について検討を加えた。¹⁾そこで本稿では「悪」という語について検討を加え、『平家物語』の「悪」についての意識を検証する。²⁾

一 「悪」

『平家物語』には「悪」という語もしくは熟語は一〇五例見られるが、そのうち「悪」という語が単独で用いられた用例は、次の二例しかみられない。

(1) されば佛も「我心自空、罪福無主、観心無心、法不住法」とて、善も悪も空なりと観ずるが、まさしく佛の御心にあひかなふ事にて候也。(卷十一・「大臣殿被斬」)

源氏に捉えられた平宗盛父子は、頼朝に対面後、義経に伴われて帰京の途にいたが、近江の篠原の宿で切られた。その最期にあたって義経は、宗盛父子の善知識とするために大原の本性房湛豪を招いた。その湛豪が宗盛に説法をする中で語る。ここにおける「悪」はいうまでもなく仏教からとらえた「悪」である。

(2) いくさといふ物はひとひきもひかじとおもふだにも、あはひあしければひくはつねの習なり。もとよりにげまうけしてはなんのよからうぞ。まつ門でのあしさよ。(卷十一・「逆櫓」)

屋島の合戦において逆櫓を立てるかどうかで梶原景季と激しく口論した義経が、景季に向かって言う言葉である。最初から逃げることを予期して逆櫓を用意することは、戦の「門で」に悪いと言うのである。この「あしさ」は言わば縁起が悪いとか不吉だという程度のことである。

二 人名・職名についた接頭語的な「悪」

『平家物語』の「悪」の語で最も多く用いられているのは、「悪」の語が人名や職名について接頭語のように用いられる用例で、総じて二十七例みられる。

§ 「悪七兵衛景清」

(3) (景清は) 長刀杖をつき、甲のしころをさしあげ、大音声をあげて、「日ごろは音にもきゝつらん、いまは目にも見給へ。是こそ京わらんべのよぶなる上総の悪七兵衛景清よ」となりの捨てぞかへりける。(卷十一・「弓流」)

景清は『平家物語』をはじめとする文芸や伝承の世界では著名な勇将であるが、その出自や経歴が必ずしも明らかではない。『平家物語』によれば上総介忠清の子となっている。源三位頼政軍との宇治での合戦に平家方の侍大将の一人として登場するが(巻四・「橋合戦」)、その他でも従軍した侍大将として名を挙げられている程度である。その中、この場面は、壇の浦での源平の合戦におけるもので、景清は三穂屋十郎の甲の鍔をつかんで引きちぎり、大音声で名乗った。

この「悪七兵衛景清」の用例は、「悪七兵衛」・「上総悪七兵衛」の用例も含めて十五例みられる。

§ 「宇治の悪左府」

(4) 安元三年三月五日、妙音院殿、太政大臣に転じ給へるかはりに、大納言定房卿をこえて、小松殿、内大臣になり

給ふ。大臣の大將めでたかりき。…(中略)…一のかみこそ先達なれども、父宇治の悪左府の御例其憚あり。(巻一・

「俊寛沙汰 鶴川軍」)

妙音院殿(藤原師長)が太政大臣に転じた際に、平重盛は内大臣となった。師長の家は左大臣が昇進の限度であったが、父の頼長が保元の乱を起こした先例を憚って、左大臣を越えて太政大臣に任じられたのであると語る。

この藤原頼長を指して「宇治の悪左府」と称する用例は、「悪左のおほひ殿」や単に「悪左府」という用例それぞれ一例も含めて七例ある。

§ 悪源太義平

(5) さる程に、其比信濃国に、木曾冠者義仲といふ源氏ありときこえたり。故六条判官為義が次男、帯刀の先生義賢が子なり。父義賢は久寿二年八月十六日、鎌倉の悪源太義平が為に誅せらる。(巻六・「廻文」)

悪源太義平は、いうまでもなく源義朝の長男である。彼は平治の乱で活躍が語られるのであり、『平家物語』では主だった登場人物としてではなく、この用例のように登場人物の説明のところで名が出るだけである。

この用例は他に「悪源太」(巻十・「維盛出家」という用例があるのみである。

§ 悪衛門督

(6) それよりこのかた、野心をさしはさんで朝威をほろぼさんとする輩、大石山丸、大山王子、守屋の大臣…(中略)…平将門、藤原純友、安部貞任・宗任、対馬守源義親、悪左府・悪衛門督にいたるまで、すべて廿余人、されども一人として素懐をとぐる物なし。(巻五・「朝敵揃」)

「悪衛門督」とは平治の乱を起こした藤原信頼のことであるが、前項の義平と同様、わが国の朝敵を列挙するところに出るだけである。

§ 「悪少納言」

(7) 三井寺は源三位頼政の蜂起にに応じて挙兵したが、その三井寺に平等院も呼応して立った。その大衆の名を列挙する中で、平等院方の僧兵たちの中に、「悪少納言」という固有名詞がみられる(巻四・「大衆揃」)。もちろん、この人の詳細は不明だが、上に挙げた用例と同様の用法である。

§ 「悪別当」

(8) 此人の廳務のときは、竊盜強盜をばめしと(ツ)て、様もなく右のかいなをば、うでなかより打おとしくおいすてらる。されば、悪別当とぞ申ける。(巻十二・「平大納言被流」)

源平の合戦後、平時忠は能登国へ流罪となったが、この人が検非違使別当だった時、窃盜や強盜を捕えると理由もなくその右腕を切り落としたので、「悪別当」と呼ばれたという。これも渾名のように呼ばれた用例であるが、この場合の「悪」は厳しい、非情な、情け容赦もない、といった意味であろう。

以上のように、人名や職名に「悪」の語を付して接頭語のように用いる用法について、『平家物語研究辞典』には次のように解説している。

「悪」の語は人名や職名について接頭語となった場合、恐るべき能力・気力・体力の持ち主であることを示す。

金刀比羅本「保元物語」に藤原頼長を評して、「まことにりひめいさつにして善悪無二也。雖徹におはしましければ、悪左のおとどと申す」(上・「新院御謀叛思召し立たる、事」とあるなどはその典型的な例である。悪源太義平・悪七兵衛景清などの渾名も、彼らの気力と体力、剛勇さと武力に驚嘆し、いくぶんの畏怖の念をこめてつけられたものであろう。⁽¹⁾

すなわち、彼らの為したことを考えれば、そこに否定的な意味合いも幾分はあろうが、少なくとも、世間一般の意味における「悪」や仏教的な意味での「悪」でもない用法である。

三 「悪僧」

前章と同じような意味で「悪」が用いられているものに「悪僧」という語がある。

(9) 先例に背て、東大寺の次、興福寺のうへに、延暦寺の額をうつあひだ、南都の大衆、とやせまし、かうやせましと僉議する所に、興福寺の西金堂衆、観音房・勢至房とてきこえたる大悪僧二人ありけり。(卷一・「額打論」)

二条天皇の御葬送の夜、墓所に打つ寺の額のこと、延暦寺と興福寺の僧侶の間に紛争が起った場面である。

(10) こゝに西塔の住侶、戒浄房の阿闍梨祐慶といふ悪僧あり。(卷二・「一行阿闍梨之沙汰」)

流罪になった座主明雲大僧正を奪還するべく比叡山の大家が護送の一行を襲った。しかし明雲は迎えの輿に乗ろうとしなかったが、祐慶が大声で怒ったので、恐ろしさの余り乗ったという場面で、その祐慶を紹介する文である。

(11) 「山門は心がはりしつ。…(中略)…大手は伊豆守を大將軍にて、悪僧共六波羅におしよせ、風うへに火かけ、一もみもうでせめん、などか太政入道やきいだいてうたざるべき。」とぞ僉議しける。(巻四・「永僉議」)

源三位頼政の蜂起に応じた三井寺で戦略の会議を行っている場面である。

(12) 老僧どもにはみないとまたうで、とゞめさせおはします。しかるべき若大衆悪僧どもはまいりけり。源三位入道の類ひきぐして、其勢一千人とぞきこえし。(巻四・「大衆揃」)

出撃の時機を失した高倉宮は、やむをえず南都に向われることとし、若い者千人だけをお供にされたという場面である。

(13) 悪僧はつゝ井の浄妙明秀にいたるまで三十余人ながされけり。(巻四・「三井寺炎上」)

高倉宮に味方した三井寺を平家は攻め、堂塔寺宝はすべて焼き尽くされた。寺の首謀者は処分され、三十余人の「悪僧」が流されたというのである。

(14) おちゆく衆徒のなかに、坂四郎永覚といふ悪僧あり。(巻五・「奈良炎上」)

重衡を大将にして南都を攻めた平家は、火を放って興福寺・東大寺を炎上せしめた。そのなかで、落ち行く衆徒の中に永覚という悪僧がいたというのである。後文に「永覚たゞひとりたけけれど」とあり、「悪僧」の一面が明らかになっている。

(15) 中宮・一院・上皇・摂政殿以下の人々は、「悪僧をこそほろぼすとも、伽藍を破滅すべしや」とぞ御嘆ありける。(巻五・「奈良炎上」)

平家が南都を焼討ちし、興福寺・東大寺の伽藍は悉く灰燼に帰したことに對して、建礼門院や後白河法皇・高倉上皇たちは嘆かれたという場面である。

(16) 法皇さらばしかるべき武士には仰せで、山の座主・寺の長吏に仰せられて、山・三井寺の悪僧どもをめさせり。
(卷八・「鼓判官」)

義仲を追討すべきだとの知康の進言を受けて、後白河法皇は延暦寺や三井寺の悪僧たちを招集されたというのである。

以上、「悪僧」の用例は八例ある。古典大系本では(9)の頭注に、「勇猛な僧」とするが、この「悪僧」について『平家物語研究辞典』には

剛勇と体力にすぐれた僧をいう。強い武力を持った僧。いわゆる僧兵の中で傑出した者がこうよばれる。したがって僧侶社会の中での身分はあまり高くなく、学識もさほどすぐれてはいないが、その武勇によって有名であり、幅をきかしている者である。時には無法ともいうべき、僧侶社会の規制を無視した大胆な言動をしてためらわなかった。…(中略)…しかし僧侶の場合、武勇に傑出しているということは僧侶たる者の本来の戒律には矛盾しているから、「悪僧」の語に否定的なひびきが含まれることも皆無⁽⁵⁾ではない。

やはり、前章の用例と同様、彼らの為したことを考えれば、そこに否定的な意味合いも幾分はあろうが、少なくとも、世間一般の意味における「悪」や仏教的な意味での「悪」でもない用法である。

四 「悪行」

§ 平家の「悪行」

「悪行」という語の用例二十一例のうち、平家の「悪行」という用例は十例ある。

(17) 大織冠・淡海公の御事はあげて申に及ず、忠仁公・昭宣公より以降、摂政関白のかゝる御目にあはせ給ふ事、いまだ承及ず。是こそ平家の悪行のはじめなれ。(卷一・「殿下乗合」)

資盛が摂政基房の一向に無礼をはたらき、逆に散々の目に合わされたために清盛が復讐をしたことについて、これが「平家の悪行のはじめ」であるというのである。これは摂政といえども無視する清盛の蛮行を指しており、一般的な「悪行」であるが、王法の下にある貴族社会の秩序を無視した行為であり、王法に対する「悪行」といえる。

(18) 「平家の悪行なかりせば、今此瑞相をいかでか拜むべき」とて、おとゞ感涙をぞながされける。(卷三・「大臣流罪」)

清盛のために尾張国へ流罪にされた太政大臣藤原師長が、熱田の神前で法楽の琵琶を弾いたところ、神は感動して神殿が震動した。このことについて、師長は「平家の悪行によって流されなかったならばこのような瑞相に会えなかっただろう」と感涙を流したというのである。清盛が関白・太政大臣以下多数の公卿を流罪にするという前代

未聞のことを指し、王法に対する「悪行」である。

- (19) 何事も限りある事で候へば、平家たのしみさかへて廿余年、され共悪行法に過て、既に亡び候なんす。(卷三・「法皇被流」)

鳥羽殿に幽閉された後白河法皇を訪ねた静憲法印は、お仕えする紀伊二位から法皇の様子を聞いて答えた言葉である。一般的な「悪行」、特に王法への「悪行」であるが、続いて、天照大神・正八幡宮は法皇を捨てなさらぬであろうし、中でも日吉七社は法華経八巻の力によってお守り申し上げるであろうと述べているところから考えるに、仏教上の「悪行」という意味合いも含まれているとも言えるのではないか。

- (20) 凡平家の悪行においてはきはまりぬ。(卷五・「都遷」)

清盛はようやく法皇の鳥羽殿幽閉を解いたが、高倉宮挙兵によってまた法皇を選都した福原へ押し込めた。これについて、福原遷都も含めて「平家の悪行」というのであり、王法への「悪行」である。

- (21) 同廿二日、法皇は院の御所法住寺殿へ御幸なる。…(中略)…此二三年は平家の悪行によ(ッ)て御幸もならず。(卷六・「祇園女御」)

後白河法皇は久しぶりに法住寺殿へ行かれたが、この二三年は鳥羽殿幽閉など「平家の悪行」によって行かれることもできなかったという。これも王法への「悪行」である。

- (22) 平家の悪行によ(ッ)て南都炎上の間、此行隆、弁のなかにゑらばれて、事始の奉行にまいられける宿縁の程こそ目出たけれ。(卷六・「祇園女御」)

平家の南都侵攻によって炎上した大仏殿の再建の事始の奉行に任じられた行隆は、以前男山八幡宮に通夜参籠した時、御宝殿から大菩薩の使いの天童が現われ、「大仏殿奉行の時は、是をもつべし」といって笏を与えられたことがあった。それが今回お告げの通りになったことの因縁をいうところである。ここの「平家の悪行」は南都焼討ちを指し、仏教上の「悪行」である。

(23) 平家こそ當時は仏法共いはず、寺をほろぼし、僧をうしなひ、悪行をばいたせ、それを守護のために上洛せんものが、平家とひとつなればとて、山門の大衆にむか(ッ)ていくさせん事、すこしもたがはぬ二の舞なるべし。(巻七・「木曾山門牒状」)

義仲が上洛するにあたって、近江国を通らなければならぬので延暦寺をどうするかを評定する場での、義仲の発言である。ここは仏教上の「悪行」である。

(24) 平家は當代の御外戚、山門にをいて帰敬をいたさる。されば今に至るまで彼繁昌を祈誓す。しかりといへども、悪行法に過て万人是をそむく。(巻七・「返牒」)

義仲が延暦寺へ牒状を送って協力を求めたのに対する返事である。平家の「悪行」は「法に過て」とあるから一般の「悪行」ともとれるが、後文で、今山門の衆徒が立つことを、あの世にあって仏教守護の十二神將が医王仏の使者として凶族追討に加わることに喩えているので、仏教上の「悪行」と捉えられているといえよう。

(25) 同廿日法皇の宣命にて、四宮閑院にて位につかせ給ふ。…(中略)…「天に二の日なし、国にふたりの王なし」と申せども、平家の悪行によ(ッ)てこそ、京・田舎にふたりの王は在ましけれ。(巻八・「名虎」)

平家都落ちの後、義仲以下が任官し、後鳥羽帝が位につかれた結果、平家と共にされる安徳帝との二人の天皇がおられるという異例のこととなった。このようになったのも「平家の悪行」のせいであるという。これは王法に対する「悪行」をいう。

(26) 同十一月廿三日、三条中納言朝方卿をはじめとして、卿相雲客四十九人が官職をとどめてお(ッ)こめ奉る。平家の時は四十三人をこそとどめたりしに、是は四十九人なれば、平家の悪行には超過せり。(卷八・「法住寺合戦」)

法住寺合戦に勝利した義仲は公卿殿上人四十九人の官職を停めたが、それは平家が閏白以下四十三人を追放した「悪行」を越えているというのである。この「悪行」は王法に対するものである。

§ 清盛の「悪行」

次に清盛の「悪行」をいう語の用例は四例ある。

(27) 大明神御託宣あ(ッ)て、「汝しれりや、忘れりや、ある聖をも(ッ)ていはせし事は。但悪行あらば、子孫まではかなふまじきぞ」とて、大明神あがらせ給ぬ。(卷三・「大塔建立」)

清盛は高野山で受けたお告げにしたがって厳島神社を修理したが、修理が終った時、夢に大明神が現われ、たとえ修理の功績はあろうとも「悪行」があれば繁栄は子孫にまでは及ばないとこの予言があったというのである。この「悪行」は清盛のすべての「悪行」を指し、それは王法・仏法を含めてすべてに對しての「悪行」を意味している。

(28) 其中に法師の頸を一さしあげたり。「さてあのくびはいかに」と問給へば、「是は平家太政入道殿の御頸を、悪行超過し給へるによ(ッ)て、當社大明神のめしとらせ給て候」と申と覚えて、夢うちさめ、(卷三・「無文」)

重盛が春日大明神の霊夢を見たが、それは大明神が「悪行」が過ぎた清盛の頸を討ち取ったというものだった。この「悪行」も同じく王法・仏法を含めすべてに對しての「悪行」を意味している。

(29) 廿余年のこのかたは、たのしみさかへ、申はかりもなかりつるに、入道の悪行超過せるによ(ッ)て、一門の運命すでにつきんずるにこそと、こし方行すゑの事共、おほしめしつゞけて、御涙にむせばせ給ふ。(卷三・「無文」)

(28) と同じ場面で、春日大明神の霊夢を見た重盛は、繁榮している平家一門の運命も清盛の「悪行」のために既に尽きていることを思い、涙にむせぶのである。これも(27)・(28)と同様の「悪行」である。

(30) 清盛公はさばかりの悪行人たりしかども、希代の大善根をせしかば、世をもだしう廿余年たも(ッ)たりしなり。(卷八・「法住寺合戦」)

義仲のあまりの暴状に、基房が義仲を呼んで諫める言葉の一節である。やはり如上と同様の「悪行」である。

このように、はっきりと清盛の「悪行」という用例は、王法・仏法に對する悪行および世間一般に言う悪行すべてを含んだ「悪行」の意味で用いられている。前述の「平家の悪行」についてもその中心はいうまでもなく清盛であり、平家に関する「悪行」はすべて王法・仏法に對する「悪行」および世間一般にいう「悪行」すべてを含んだ意味で用いられているといつてよからう。

s その他の「悪行」

(31) 爰に文覺たま／＼俗塵をうちはら(ッ)て法衣をかざるといへども、悪行猶心にたくましうして日夜に造り、善苗又耳に逆(ッ)て朝暮にすたる。(卷五・「勸進帳」)

高尾の神護寺の修復をはかる文覚が、後白河法皇の御所に押し入って勸進帳を読み上げる場面で、その勸進帳の一節である。文覚自身が、自分は「悪行」を重ねているために死後、苦界へ墮ちるであろうので、神護寺修理という善根を積みたいというのである。「悪行」ゆえに死後「三途の火坑にかへ（ッ）て、ながく四生苦輪にめぐらん」と言っているので、仏教上の「悪行」である。

(32) 悪行ばかりで世をたもつ事はなき物を。(卷八・「法住寺合戦」)

(30) の基房の言葉に続くものである。一般論として述べているが、(30) の文に続くものであるから、王法・佛法を含むすべてに対する「悪行」の意味である。

(33) 就中に南都炎上の事、王命といひ、武命のいひ、君につかへ、世にしたがふはうのがれがたくして、衆徒の悪行をしづめんがためにまかりむか(ッ)て候し程に、(卷十・「戒文」)

捕えられた重衡が法然上人に語る場面である。南都焼討ちは衆徒の「悪行」を鎮めるために行なったことであると言う。ここは、直接的には平家への叛逆であるが、興福寺・東大寺の衆徒の「悪行」であるから、仏法上の「悪行」というべきであろう。

(34) 南都炎上の事、故人道の成敗にもあらず、重衡が愚意の発起にもあらず。衆徒の悪行をしづめんが為にまかりむか(ッ)て候し程に、(卷十・「千手前」)

頼朝に見参した重衡が言う言葉の一節である。これも(33)と同様の意味である。

(35) されば平治に信頼は悪行人たりしかば、かうべをばはねられしかども、獄門にはかけられず。平家にと(ッ)て

ぞかけられける。(巻十一・「大臣殿被斬」)

捕えられた平宗盛父子は近江の篠原で斬られ、その首は獄門にかけられたが、三位以上の人が獄門にかけられたことは今までなかったことである。平治の乱の信頼も「悪行人」だったが獄門にかけられることはなかったのに、平家になって初めて獄門にかけられたという。この「悪行」は王法に対するものである。

(36) 日来の悪行はさる事なれども、いまのありさまを見たてまつるに、数千人の大衆も守護の武士も、みな涙をぞながしける。(巻十一・「重衡被斬」)

捕らわれた重衡は高声に念佛を唱えながら処刑されたが、その様子について皆同情の涙を流したという。この「悪行」は、いろいろな内容を含みつつも、しばしば言及されているように、やはり南都焼討ちを指しており、仏教上の「悪行」を意味している。

(37) 法皇も故女院の御せうどなれば、御かたみに御覽せまほしうおぼしめしけれども、か様の悪行によ(ッ)て御憤あさからず。(巻十二・「平大納言被流」)

平大納言時忠は能登国へ流罪となったが、その時忠について語る中で、三種の神器を返すよう西国へ遣わされた院宣の使いの花形の顔に焼印を押したことを指して「悪行」という。一般的な意味での「悪行」であるが、院宣の使いへの「悪行」であるから、王法に対するものといえよう。

このように、「悪行」という語は、王法に対する「悪行」、仏法に対する「悪行」ともにみられるが、特に平家や清盛

の「悪行」は王法もしくは王法・仏法両者への「悪行」が多い。そしてその「悪行」ゆえに平家は滅びたという論調も多くみられるように、多くは「悪行」ゆえに滅んだという因果応報の論調から語られており、また、王法仏法相依の考えもしばしばみられるところから、仏教的意味合いに収斂しているといえるのではないか。

五 「悪逆」

『平家物語』にみられる「悪逆」という語は五例みられ、前半の二例が清盛の「悪逆」、後半の三例が平家の「悪逆」で、すべて平家について用いられている。

(38) 親父入道相国の躰をみるに、悪逆無道にして、やゝもすれば君をなやまし奉る。(卷三・「医師問答」)

重盛が熊野に参詣し、平家の行く末を祈請するが、その敬白の一節である。ここの「悪逆」は「君をなやまし奉る」とあることから、王法に対する「悪逆」である。

(39) 入道前太政大臣平朝臣清盛公、法名浄海、ほしいまゝに国威をひそかにし…(中略)…ねがはくは、衆徒、内には仏法の破滅をたすけ、外には悪逆の伴類を退けば、同心のいたり本懐に足ぬべし。(卷四・「南都牒状」)

高倉宮・頼政の挙兵に組する三井寺から興福寺へ味方を促す牒状の一節である。これは牒状の冒頭にも「佛法の殊勝なる事は、王法をまぼらんがため、王法又長久なる事はすなはち佛法による」とあることから、王法仏法相依の考えによっており、したがってここは王法・仏法両者への「悪逆」とみるべきである。

(40) 義仲・平家の悪逆を見るに、保元平治よりこのかた、ながく人臣の礼をうしなう。：(中略)：悲哉、平氏宸襟を惱し、仏法をほろぼす間、悪逆をしづめんがために義兵を發す處に、忽に三千の衆徒に向て不慮の合戦を致ん事を。
(卷七・「木曾山門牒状」)

木曾義仲が上洛にあたって延暦寺へ送った牒状の一節である。ここには二箇所に「悪逆」の語がみられるが、後者の用例によって、前者も共に王法・仏法両者に対する「悪逆」の意味で用いられているといえよう。

(41) 凡平家の悪逆累年に及で、朝廷の騒動やむ時なし。(卷七・「返牒」)

(40) の義仲からの牒状に対する延暦寺の返牒である。「朝廷の騒動やむ時なし」とあるが、後文に「平氏宸襟を惱し、仏法をほろぼす間」とあるから、ここも王法・仏法両者に対する「悪逆」を指している。

すなわち、「悪逆」の語は、平家もしくは清盛に対して用いられ、しかも王法・仏法両者への「悪逆」として捉えられているといえる。

六 その他の「悪」

§ 「悪党」

(42) いやく、これまでは思もよりさうず。悪党共が申事につかせ給ひて、ひが事な(シ)どやいでこむずらんと思

ふばかりでこそ候へ。(卷二・「烽火之沙汰」)

鹿ヶ谷の陰謀が露顕し、清盛は後白河法皇の鳥羽殿幽閉を決心するが、それを諫める重盛に対して、清盛が言った言葉である。清盛は、法皇が「悪党共」の言うことにおつきになつて事が起こることを懸念するだけだという。

この「悪党」は一般にいう意味である。

(43) 堂衆に語らふ悪党と云は、諸国の竊盜・山賊・海賊等也。(卷二・「山門滅亡 堂衆合戦」)

延暦寺では近頃堂衆という下級法師が乱暴をするので、清盛はこれを鎮めるために二千の兵をさしむけた。その堂衆に味方する諸国の竊盜・山賊・海賊等を「悪党」と言っている。これも一般的な意味である。

(44) 忠清は昔よりふかく人とはうけ給及候はず。あれが十八の歳と覚候。鳥羽殿の宝蔵に五畿内一の悪党二人、にげ籠て候しを、よ(ッ)てからめうど申物も候はざりに、この忠清、白晝唯一人、築地をこへはね入て、一人をばうちとり、一人をばいけど(ッ)て、後代に名をあげたりし物にて候。(卷五・「五節之沙汰」)

富士川の合戦から逃げ帰った維盛と忠清を処罰するにあたって、平家の侍たちが集まって忠清の処分について話し合う席上、盛国が忠清をかばう場面である。忠清は鳥羽殿の宝蔵に籠った畿内五カ国一の「悪党」二人を始末したというのである。これも一般的な意味での用法である。

(45) わが心におこ(ッ)てはやかねども、悪党おほかりしかば、手々に火をはな(ッ)て、おほくの堂塔をやきはらふ。(卷十・「内裏女房」)

囚われの身となった重衡から、かつて懇意にしていた内裏の女房への手紙を預かった家来の知時が、女房のどこ

ろへ行くと、女房の嘆く声が聞えた。女房は重衡が南都焼討ちについて語ったことを思い出してつぶやく。重衡は、自分は焼討ちをするつもりはなかったが、「悪覚」が多かったので、勝手に火を放ったために堂塔を焼くことになってしまったと言ったという。これも一般にいう「悪覚」である。

「悪覚」の用例は四例ともすべて、世間一般にいう「悪覚」の意味で用いられているのである。

8 「悪業」

(46) 敬礼慈恵大僧正 天台佛法擁護者 示現最初將軍身 悪業衆生同利益(卷六・「慈心房」)

慈心房が閻魔王庁の法会に招かれた時に、閻王は清盛が慈恵僧正の生まれ変わりであると漏らし、清盛を讃える文を清盛に奉れと言った、その偈である。清盛が將軍の身として現われ、悪業の恐るべきことを身をもって示し、大僧正としてと同様に衆生に利益を与えたという意味である。

(47) やうくさし給ふ程に、日数ふれば、岩田河にもかゝり給ひけり。「この河のながれを一度もわたるものは、悪業煩惱無始の罪障きゆなる物を」と、たのましようぞおぼしける。(卷十・「熊野参詣」)

八島から離脱した維盛は高野の滝口入道のもとへ赴き、出家した後、熊野へ向かい諸社へ参詣したが、その途中のことである。岩田河を一度でも渡る者は「悪業煩惱無始の罪障」すべてが消えるというのである。

「悪業」とは仏教用語で、後世に苦しい報いを受けるべき悪事であり、もちろん、どちらの用法も仏法における「悪業」である。

§ 「悪心」

(48) 南無権現金剛童子、願くは子孫繁栄たえずして、仕て朝廷にまじはるべくは、入道の悪心を和けて、天下の安全を得しめ給へ。(卷三・「医師問答」)

(38) と同じ場面で、重盛が熊野に参詣し、平家の行く末を祈請する敬白の一節である。

(49) 況や運つき、世みだれてよりこのかたは、こゝにたゝかひ、かしこにあらそひ、人をほろぼし、身をたすからんとおもふ悪心のみ遮て、善心はかつて発らず。(卷十・「戒文」)

捕えられた重衡が法然上人に對面して自らを懺悔する場面である。

(50) いま穢土をいとひ、浄土をねがはんに、悪心をすてて善心を発しましません事、三世の諸仏もさだめて随喜し給ふべし。(卷十「戒文」)

(49) と同じ場面で、法然聖人が重衡に語る言葉である。

以上、「悪心」の用例は三例であるが、(49)の用例について古典大系本の頭注には「悪心は仏道へ進むのをさまたげる心。下の善心の反対。」とある。(50)の用例も「善心」と対比して用いられており、(48)も同様に解すべきである。

§ 「悪人」

(51) ふるひ人の申されけるは、清盛公は悪人とこそおもへ共、まことは慈恵僧正の再誕也。(卷六・「慈心房」)

(46) の慈心房説話を語る話の冒頭である。一見、一般的な意味での「悪人」とみえるが、最後に(46)に挙げ

た閻王の偈があり、その意味から判断して、ここは仏教上の意味での「悪人」である。

(52) ねがはくは、上人慈悲ををこしあはれみを垂て、かゝる悪人のたすかりぬべき方法候者、しめし給へ。(卷十・

「戒文」)

(49)・(50)と同じ場面である。重衡が法然上人に対して、自分のような悪人が後世に助かる道を示して欲しいと願うのである。後世に助かりそうにないと思うから助かる方法を願うのであり、この「悪人」は仏教上での悪人である。

(53) 抑此重衡卿者大犯の悪人たるうへ、三千五刑のうちにもれ、修因感果の道理極上せり。佛敵法敵の逆臣なれば、東大寺・興福寺の大垣をめぐらして、のこぎりにてやきるべき、堀頸にやすべき。(卷十一・「重衡被斬」)

南都の大衆が重衡を受け取って、どのようにすべきか詮議する場面である。「佛敵法敵の逆臣」とあるから、仏教上の「悪人」である。

§ 「悪縁」

(54) 君はいまだしろしめされさぶらはずや。先世の十善戒行の御ちからによ(ッ)て、今万乗のあるじと生れさせ給へども、悪縁にひかれて、御運既につくさせ給ひぬ。(卷十一・「先帝身投」)

壇の浦で安徳帝が入水される場面で、帝を抱いて共に入水する二位の尼が帝に言う言葉の一節である。先世での十善の戒行のおかげで天子となるべく生まれながら、前世で犯した悪業が因となって運が尽きなされたというのである。「悪縁」は前世で犯した悪業が因となって現在を果成することである。

この「悪縁」という語は、灌頂卷・「六道之沙汰」にも、大原の寂光院において建礼門院が後白河法皇に自らの一生を語る場面に、全く同文で見られる。

8 「十悪」

(55) 千手前やがて、「十悪といへども引接す」といふ朗詠をして、(卷十・「千手前」)

重衡を預かった狩野介宗茂は彼を手厚くもてなしたが、重衡を慰めに出た千手の前が朗詠する場面である。「十悪」とは仏教用語で、身・口・意の三業に造るところの十種の罪悪である。

この「十悪」の語は、南都焼討ちで東大寺の大仏が焼け落ちる場面(卷五・「奈良炎上」)および、重衡に法然上人が説く中(卷十・「戒文」)にもみられる。

8 「悪口」

(56) 嘉応元年の冬、目代右衛門正友がもとへ、山門の領、平野庄の神人が葛を売ってきたりけるに、目代酒に飲酔て、くずに墨をぞ付たりける。神人悪口に及ぶ間、さないはせそとてさんく／＼にれうりやくす。(卷二・「大納言流罪」)

重盛がまだ中納言であった時の事件を語る一節である。葛を目代に墨で塗られた平野庄の神人たちが「悪口」を言ったというのであるが、非難する、口に出してとがめる、ののしる、といった意味で用いられている。

(57) されどもこれを事ともせず、いよく／＼悪口放言す。(卷五・「文覚被流」)

勧進のために後白河法皇の御所へ押し入った文覚は、何人もの人に殴られ押さえつけられながらも「悪口放言」した。ここは、いろいろののしって言いたい放題叫んでいる、といった意味で用いられている。

(58) 「文覚が心をやぶつては、争か冥加もおはすべき」な(ン)ど、悪口申つれ共、猶「叶まじ」とて、(卷十二・「泊瀬六代」)

六代を引き取ることに成功した文覚が、その時のいきさつを語るるところである。文覚は、「文覚の心を傷つけることではどうして仏の加護があるのか」などと頼朝に対して「悪口」を言ったというのである。ここは、やはりのしる、大声を出すという意味と共に、無理難題を言う、道理に通らぬことを言う、といった意味も加わっている。

いずれにしても、「悪口」には仏教の意味合いはない。

§ 「あくだう(悪道)」

(59) 今生でこそあらめ、後生でだにあくだうへおもむかんずる事のかなしきよ。(卷一・「祇王」)

余りの辛さに身を投げると言う祇王に対して、母の刀自が訴える場面である。刀自は、娘たちが身を投げるならば自分も身を投げようが、そのように親の命を奪うのは五逆罪にあたるから、お前たちは後生で悪道に墮ちるだろつと言っているのである。「あくだう」とは地獄道・餓鬼道・畜生道などを言い、仏教用語である。

§ 「悪名」

(60) 既に十二三にならむずる者が、今は礼儀を存知してこそふるまうべきに、か様に尾籠を現じて、入道の悪名をたつ。(卷一・「殿下乗合」)

「殿下乗合」の事件で、重盛が資盛を伊勢国へ追放する場面での、重盛が資盛を叱責する言葉である。こここの

「悪名」は世間一般の悪い評判といった意味である。

§ 「悪事」

(61) 人の運命の傾かんとては、必悪事を思ひ立候也。(卷二・「教訓状」)

法皇の鳥羽殿幽閉を決意した清盛に対して重盛が諫める場面である。重盛は、法皇幽閉を決意したことをもって平家の運は既に尽きたと言う。なぜなら、人の運命が傾く時には必ず「悪事」を思い立つからだ。この「悪事」は一般的な意味ともいえるが、王法に対する悪事であり、後文に「神明の加護にあつまり」とか「佛陀の冥慮にそむく」といった文もあり、仏教上の「悪事」の意味も含んでいよう。

§ 「悪病」

(62) 昔中天竺舍衛国に五種の悪病おこ(ッ)て、人庶おほく亡しに、(卷二・「善光寺炎上」)

善光寺の本尊について語る一節で、善光寺如来が天竺で鑄造されるきっかけとなった「悪病」である。一応、一般的な意味での「悪病」と捉えておくが、「五種の悪病」が同時に起こった不思議さを考えると、如来像を鑄造させるために起こった病と捉えるべきであると考えられ、そうならば鑄造させるべく仏の働きがあったという意味で、仏教的に捉えられた「悪病」と捉えることもできよう。

§ 「悪霊」

(63) 讃岐院の御霊、宇治悪左府の憶念、新大納言成親卿の死霊、西光法師が悪霊、鬼界の嶋の流人共は生霊な(ン)ど(卷三・「赦文」)

中宮徳子の御産に際して取り付いた物の怪を列挙するところである。「悪霊」はいうまでもなくこの世に執着を
残す霊で、仏教でいう語である。

§ 「悪徒」

(64) 若彼悪徒をたすけらるべくは、衆徒にむか(ッ)て合戦すべし。(卷七・「木曾山門牒状」)

義仲が上洛するにあたって延暦寺へ送った牒状の一節である。延暦寺がもし「悪徒」に味方するならば衆徒と合戦せざるを得ないというのである。ここでいう「悪徒」は、(40)でみたように平家を指し、それは王法・仏法両者への「悪逆」であったゆえに、王法・仏法に向かう輩の意味である。

§ 「悪侶」

(65) 顯には三千の衆徒しばらく修学讃仰の勤節を止て、悪侶治罰の官軍をたすけしめん。(卷七・「返牒」)

義仲からの牒状に対する延暦寺からの返事である。「悪侶」とはいうまでもなく平家を指すが、やはり(40)でみたように平家の「悪逆」が王法・仏法に対する「悪逆」であるから、(64)の「悪徒」と同じ意味である。

§ 「悪鬼悪神」

(66) むかしは宣旨をむか(ッ)てよみければ、枯たる草木も花さきみなり、悪鬼悪神も随ひけり。(卷八・「鼓判官」)
法住寺合戦の際、法住寺に押し寄せた義仲軍に対して、院方の軍の行事である知康が、大音声をあげて叫んだ言葉である。「悪鬼悪神」は当然のことながら仏教上でいうものである。

§ 「一悪」

(67) 明王は一人がためにその法をまげず。一悪をも(ツ)て其善をすてず、小瑕をも(ツ)て其功をおゝふ事なかれ。
(卷十・「請文」)

平家が屋島から法皇へ送った請け文の一節である。帝王たる者は臣下に小さな欠点があっても、その者の功績を忘れてはいけないという。この「一悪」は小さな欠点、失敗といった意味である。

§ 「無三悪趣の願」

(68) 當山権現は本地阿弥陀如来にてまします。はじめ無三悪趣の願より、おはり得三宝忍の願にいたるまで、一々の誓願、衆生化度の願ならずといふ事なし。(卷十・「維盛入水」)

那智の沖で入水をためらう維盛に対して滝口入道が説く一節であるが、「無三悪趣の願」とは、弥陀の四十八願のうち第一願の願名である。

§ 「三悪四趣」

(69) 修羅の三悪四趣は深山大海のほとりにありと、佛の解をき給ひたれば、しらず、われ餓鬼道に尋來るか。(卷三・「有王」)

俊寛の従者の有王が主人を尋ねて鬼界が嶋にたどり着いたところ、やせ衰えた乞食よりもみすばらしい者(俊寛)に出会い、自分は餓鬼道へ来たのかと思ったという場面である。「三悪」とは地獄道・餓鬼道・畜生道を言い、それに修羅道を加えて「四趣」と言う。当然、仏教用語である。

§ 「善悪」

(70) 父祖の善悪は必子孫に及ぶとみえて候。(巻二・「小教訓」)

鹿ヶ谷の陰謀が発覚した時、重盛は清盛に向い古今の例を挙げて軽挙を諫めた。その重盛が語る言葉の一節である。因果応報を説くから、この「善悪」は仏教上のものである。

(71) 小松のおとゞは、例の善悪にさはがぬ人にておはしければ、(巻三・「御産」)

高倉天皇の中宮徳子の御産に際して、重盛は先例に則って献上物を持って参上してきた時のことである。この「善悪」は世間一般にいうところの善いことと悪いことである。

(72) されば人の善悪は錐袋をとおすとてかくれなし。(巻十二・「吉田大納言の沙汰」)

頼朝が法皇との仲介にしていた吉田中納言経房について説明するところの一節である。人の善事・悪事は錐が袋を通して現れるということわざ通り、隠れることがないというのである。これも世間一般にいう善事・悪事である。

§ 「悪所」

(73) 馬にの(ッ)つればおつる道をしらず、悪所をはすれども馬をたをさず。(巻五・「富士川」)

富士川の合戦の際に、維盛が実盛に東国の武者のことを尋ねたことに対する返答の一節である。「悪所」とは険しい所を言い、この語は『平家物語』全体で六例あるが、すべて同じ意味である。

結

以上、『平家物語』にみられる「悪」という語一〇五例について検討してきた。その中で最も多く用いられているのは、傑出した能力・氣力・体力等の持ち主に対して「悪」の語を接頭語のように用いているもので、二十七例である。さらに同様の意味で「悪」の語を用いた熟語として「悪僧」が八例あり、合せて三十五例みられる。

次いで、「悪行」の語が二十一例あり、これは王法・仏法、もしくは両者に対する例がほとんどであり、同じ意味での「悪」を用いた「悪逆」が五例みられ、合せると二十六例がこの意味での「悪」の熟語である。これは王法仏法相依的な考えもしばしばみられるところから、仏教的な意味合いに収斂しているといえるのではないか。

一方、すべて世間一般の「悪」の意味だけで用いられているものは、「悪党」四例、「悪口」三例みられる。一例しかみられない「悪名」・「一悪」・「悪病」も世間一般の「悪」の意味で用いられている。また、「悪所」六例は険しい所の意味だけで用いられている。

また、仏教語であるものは、「悪業」(二例)・「十悪」(三例)に加えて「悪道」・「悪盡」・「三悪四趣」・「無三悪趣の願」・「悪鬼」・「悪神」がそれぞれ一例ずつみられる。さらに、仏教語ではないが、仏教上の意味でしか用いられないものとして「悪心」(三例)・「悪人」(三例)・「悪縁」(二例)に加えて、一例しかみられない「悪事」・「悪徒」・「悪侶」もこの意味である。

「悪」単独で用いられているものは二例のうち、仏教的な意味で用いられているものが一例、世間一般的な意味での「悪」の用例が一例である。「善悪」は、仏教的な意味での「悪」の意味で一例用いられ、世間一般的な意味での「悪」が二例みられる。

すなわち、「悪」の全一〇五例のうち、「悪所」を除いた九十九例をみると、「悪」を含む語が、仏教的な意味に用いられる語と世間一般の意味で用いられる語とはつきりと分かれていることが目立つ。また、同じく九十九例のうち、接頭語的に用いられている用例は三十五例、王法・仏法もしくは両者に対する「悪」の意味での用例と仏教語の用例を合せて五十一例、世間一般の意味での「悪」の用例は十三例となり、やはり仏教が濃い影を落としていることがわかるのである。このほぼ半数を占める仏教的な意味での用例は、ほとんどがその「悪」の結果、滅びていく因として捉えられていることから、そこに因果応報の思想をみることができるのである。

私は、先に「罪」について考察したが、それと比較すると、「罪」のように『平家物語』の前半と後半とで大きな違いがあるというのではなく、全篇に亘って因果応報的な捉え方がされており、亡くなったのは仏教上の罪を犯した結果であるという、「罪」の語の考察から得た罪障意識に通ずるものをうかがうことができるのである。

付 「善」について

最後に、「悪」に対する「善」について触れておく。

まず、「善」は上記の(1)および(67)の引文にあるが、前者は仏教上の「善」であり、後者は「功績」といった意味である。

「善悪」は上記(70)〜(72)にみた通りである。

その他の「善」の熟語はすべて仏教上の意味を持つものばかりである。「善業」は一例のみであるが、悪業の反対の意味で、善果を得るべき所業である。「善根」は善い果報を招く善因で、四例みられる。「善理」は善根と同じ意味で一例ある。「善所(処)」は極楽のことで三例みられる。「善心」は悪心の反対で、慚・愧と無貪・無瞋・無癡とから起る心の意味で二例ある。「善知識」は人を導いて仏道に入らせる高德の僧、もしくは仏道に帰依する機縁となるものであるが、これは十例ある。「善苗」は善因と同じ意味であるが、一例のみである。「善逝」とは仏の十号の一で三例みられる。また中国の和尚「善導」は一例みられる。最後に、「十善」は十悪を禁止するいましめで、万乗の位、すなわち天子の位は十善の戒行によって得られたものであるゆえに、十七例みられる中、「十善万乗の帝位」・「十善の帝位」・「十善帝王」などといった用例も多く見られる。

以上のように、「善」という語およびその熟語は、まず用例が四十八例と少なく、「悪」の用例のほぼ半数しかない。しかも、ほとんどが仏教上の意味で用いられ、世間一般に言う意味での用法は三例のみで、如上考察した「悪」と対比するまでもない用いられ方である。これは、そもそも『平家物語』が、仏教思想が色濃く影を落す中で平氏の滅亡を語るものであって、直接的には「善」を語るものではないからであろう。

注

- (1) 『平家物語』における「罪」と「悪」(一)「罪」について―(『同朋文化』第五号(通巻三十八号)所収・二〇一〇年三月)
- (2) テキストとしたのは、覚一本系統である龍谷大学図書館所蔵本を底本とする日本古典文学大系本『平家物語上・下』(岩波書店)である。よって、拙稿は覚一本に限定した考察である。なお、これをテキストとして作成された『平家物語総索引』(金田一春彦・清水功・近藤政美各氏編、学習研究社)を利用していただいた。
- (3) ただし、今は名詞に限って対象とし、形容詞「悪し」(アシ・ワルシ・ワロシ)および動詞「悪びる」(ワロビル)、形容動詞「悪様(アシザマ)なり」等は除く。
- (4) 同書八頁(明治書院)。
- (5) 注(4)に同じ。